

令和4年10月12日  
東海北陸厚生局

## 元保険医療機関及び元保険医への対応について

標記について、令和4年10月11日に開催された東海北陸地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消相当」について意見伺いをした結果、「取消相当が妥当」との建議がありました。

これを受け、東海北陸厚生局長は以下の取扱いとすることを決定しましたのでお知らせいたします。

### 1 取消相当の内容

#### (1) 保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

名 称	医療法人 慈英会 あきよし歯科
所在地	下呂市湯之島801-2 下呂温泉旅館会館2階
開設者	医療法人 慈英会 あきよし歯科 理事長 穂吉 葉子
取消相当年月日	令和4年10月13日

#### (2) 保険医の登録の取消相当の取扱い

氏 名 穂吉 葉子（あきよし ようこ）（64歳）  
取消相当年月日 令和4年10月13日

※ 当該保険医療機関及び当該保険医は、令和3年12月31日付けで廃止及び登録抹消となっていることから、指定の取消相当及び登録の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当及び登録の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分及び登録の取消処分と同等の取扱いをするものです。

### 2 監査を行うに至った経緯

令和3年1月28日、医療費通知が届いた患者から全国健康保険協会岐阜支部を通じて東海北陸厚生局岐阜事務所に対し、医療法人慈英会あきよし歯科に受診していない月が医療費通知に記載されており、また、他の患者についても同様に受診していない月が医療費通知に記載されている旨の情報提供があった。

令和3年6月10日、個別指導を実施したところ、上述の患者について受診していないと回答があった期間の診療報酬が請求されていることが疑われたため個別指導を中断した。

令和3年7月2日から同年8月30日までに患者調査を実施したところ、当該保

険医療機関に受診していないにもかかわらず、診療報酬が請求されている事象が多数認められ、受診していない患者について診療報酬を請求していることが強く疑われたことから個別指導を中止し、監査を実施した。

### 3 取消相当の主な理由

監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 保険診療と認められない自己診療を、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

### 4 不正請求金額

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した平成28年10月分から令和3年9月分までのレセプトのうち以下のとおり。

不正請求	22名	184件	1,118,352円
------	-----	------	------------

### 5 再指定・再登録

原則として、5年間は保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。